

日本赤十字秋田看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2023（平成35）年3月31日までとする。

II 総評

貴大学は、1896（明治29）年に開始された「日本赤十字社秋田支部の救護看護婦養成」を前身とし、秋田赤十字看護専門学校等への改称を経て、1996（平成8）年に秋田県の要請を受けて看護学科および介護福祉学科からなる日本赤十字秋田短期大学となり、その後の看護教育への社会的ニーズに対応するため2009（平成21）年に同短期大学看護学科を改組し、学校法人日本赤十字学園における6番目の看護大学として秋田県秋田市に開学したものである。続く2011（平成23）年に看護学研究科を開設し、現在は1学部1研究科の大学となっている。

貴大学にとって初めてとなる大学評価において、大学の開設以来、赤十字の理念である「人道」を踏まえた教育を行っているほか、地域に開かれた大学として学生と行政・市民との交流も活発で、「防災」を意識した啓発活動を行っていることが、特徴といえよう。一方で教育内容・方法に関して、主に学部においてシラバスの内容に精粗があること、研究科では教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）において基本的な考え方が定められていないなどの課題が見受けられる。貴大学では、2013（平成25）年度に諸規程を改編し、内部質保証システムを始動させたところであり、今後は検証に取り組み、改善につなげることが期待される。

III 各基準の概評および提言

1 理念・目的

＜概評＞

貴大学は、赤十字の理念である「人道」を建学の精神とし、これに基づく生命の尊厳と人間性の尊重の上に、教育理念として「保健・医療・福祉システムの一員として看護活動ができ、将来、看護の教育・研究の発展に資することができる看護専門職を育成すること」を定めている。また、学部・研究科ごとに教育研究上の目的および教育目的を定めており、建学の精神と一貫した人材育成の方向性を示している。

教育理念および教育目的は、『学生便覧』や『学生便覧・学修要項』に明記とともに教職員向けオリエンテーションにて説明するなど大学構成員に周知を図っている。また、大学ホームページのほか、『大学案内』などの刊行物等で受験生を含む社会一般に対して周知・公表している。

これら理念・目的の適切性は、自己点検・評価の一環として、学部・研究科それぞれの教務委員会等で点検した結果を教授会または研究科委員会において検討・審議を行い、最終的には自己点検・評価を統括する「評価センター」で点検結果の集約を行っている。今後は、これまでの点検・検討の実績を踏まえて改善につなげていくことを期待したい。

2 教育研究組織

<概評>

教育理念に基づいて、教育組織として看護学部看護学科と看護学研究科看護学専攻（修士課程）を設け、その他に「赤十字地域交流センター」をはじめとする4つのセンターを有しており、高等教育機関にふさわしい教育研究組織を設置している。とくに、2014（平成26）年度には、これまで個々に活動を行っていた複数のセンターを「赤十字地域交流センター」として統合・再編し、建学の精神である「人道」を具現化する組織として、教育理念の実現と地域社会への貢献に取り組んでいる。

教育研究組織の適切性については、学部・研究科それぞれの教務委員会において検証を行い、教授会または研究科委員会の審議を経て、「経営会議」において検証案を承認する手続きとなっている。これまでの検証を通じて、教育研究組織の体制については教職員数に比して、委員会等が多く存在し、効果的かつ効率的な運用について課題があったため、教務委員会の構成メンバーを各小委員会の長で構成するなど、教育研究組織の改善にあたっている。

3 教員・教員組織

<概評>

学部・研究科ともに教員組織の編制方針を明文化していないが、それぞれ教育・研究の責任主体として、専門領域における教授または研究指導教員を定めている。また、採用・昇任にかかる選考基準として、「学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学における教育職の選考基準」に基づき、「日本赤十字秋田看護大学教員選考基準に関する規程」を定め、貴大学として教員の職位ごとに求める能力・資質等を明示している。ただし、大学として求める教員像は明文化していないため、教員

組織の編制方針とあわせ、明文化し学内で共有することが望まれる。

専任教員数は、大学設置基準および大学院設置基準上の必要教員数を確保しており、専任教員の年齢構成についてもおおむね適切である。

貴大学においては、ファカルティ・ディベロップメント（F D）とスタッフ・ディベロップメント（S D）をあわせて企画・運営していることから、教員の資質向上を図る取り組みについては、「F D・S D委員会」が担当し、F Dとして研究倫理、論文執筆、情報倫理・セキュリティなどに関する研修を定期的に開催している。さらに教職員の自己点検・評価に対する意識の向上と自主的な改善努力の促進を図るため、「教職員自己評価シート」を導入している。

教員組織の適切性については、現在恒常的な検証体制を設けていないため、今後体制を整備し、検証に取り組むことが期待される。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

建学の精神および教育理念に基づき、学部の教育目標は「生命を守り、人の尊厳と権利を尊重して行動できる豊かな人間性を養う」など6つの項目を定めている。研究科の教育目標は「深い洞察力に裏付けられた高度な専門性を持つ看護人材を育成する」ことなど6つの項目を定めている。

教育目標に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は「知識・理解」をはじめ、5つの大項目を設けており、学部では「多様な価値観や文化的背景を持つ人々と向き合う力を養うための幅広い教養を身につけることなどの小項目により詳細な卒業までに身につけるべき能力を定めている。研究科の学位授与方針は「専門的な看護実践に必要な知識を学修し、その根柢に裏付けされた応用方法が理解できる」ことなど、より詳細な修了までに身につけるべき能力を定め、それぞれの学位授与方針は教育目標との連関性を明確にするため、記号で対応関係を表記することで、学生が理解しやすくなるよう工夫しており、達成のための諸要件（卒業要件・修了要件）も明確にしている。

学位授与方針を踏まえ教育課程の編成・実施方針として、学部では「人間」「環境」「健康」「赤十字」「看護」の5つからなる主要概念に沿った系統的な学習が行えるように「基礎」「専門基礎」「専門」分野別に科目設定することを定めている。ただし、学位授与方針では国際性が明確に示されていないものの、教育課程の編成・実施方針ではかなり特徴的に示されていることなどから、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の関連性について高める検討をすることが期待される。研究科にお

いては、教育課程の編成・実施方針として「授業科目は、共通科目、専門科目、研究計画書作成、特別研究（課題研究）の4つで構成されている」などと定められているものの、教育課程の説明になっており、学位授与方針との連関および整合性がみられないでの、改善が望まれる。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性については、学部では教務委員会が中心となって、カリキュラムをはじめとする3つの小委員会等で行われた点検・検証の結果をもとに、検討を行い、その結果提出された改善案について教授会で審議している。研究科では、2012（平成24）年度の完成年度まで検証は行われていなかつたが、CNSコース（がん看護学）の認可とともに大学院学生の受け入れを始めたことを機に研究科委員会で検証を始めたばかりであるため、教育課程の編成・実施方針の内容および学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の連関をあわせ、具体的な検討をされることが期待される。

<提言>

一 努力課題

- 1) 看護学研究科において、教育課程の編成・実施方針は、現状の説明にとどまっており、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示していないので、改善が望まれる。

(2) 教育課程・教育内容

<概評>

看護学部

教育課程は、大学設置基準に則り、かつ保健師助産師看護師学校養成所指定規則によって定められた国家試験受験資格要件を満たす教育内容・単位数をもって編成しており、加えて「赤十字原論」をはじめとする赤十字看護大学としての教育理念・教育目標に沿った特色ある科目を配置している。

また、教育目標および教育課程の編成・実施方針を踏まえ、「基礎分野」「専門基礎分野」と、これらの学びを実践・統合する「専門分野」から編成している。さらに、看護をあらゆる角度から探求することを目指し、「基礎看護学領域」をはじめとする4つの領域からなる科目を設定している。くわえて、知識・理解、技能・表現は低学年次での学習ができるよう、思考・判断、関心・意欲、態度に関する科目は、単位取得の進行に合わせるようカリキュラム配置を行っているほか、それぞれの分野の科目をセメスターごとに配置し、領域科目を最終的に履修することで漸次看護学を深められるよう教育課程・教育内容を構成している。

教育課程や教育内容の適切性については、教務委員会が検証のうえ、教授会で審議している。

看護学研究科

教育課程は、共通科目と「基礎看護学分野」をはじめとする4つの専攻分野で構成しており、コースワークを1年次、リサーチワークを2年次に配置している。専攻のうち、「がん看護学分野」では専門看護師（C N S）の資格が取得でき、「助产学分野」では助産師国家試験受験資格取得を可能とする教育課程を編成している。また、「感染制御特論」「食看護学特論」「異文化看護論」や「コンサルテーション論」等の科目を配置し、研究科が掲げる「高度な専門性を持って地域社会に貢献できる人材の育成」を実現する教育課程としている。

教育課程や教育内容の適切性については、教務委員会が検証のうえ、研究科委員会で審議している。

(3) 教育方法

<概評>

看護学部

授業の形態は、講義・演習・臨地実習を組み合わせて行っている。「基礎看護学実習Ⅰ」開始前のフィジカルアセスメントにおけるO S C E（客観的臨床能力試験）の実施やP B Lチュートリアル教育の実施を教育方法の特色としている。また、臨地実習については、「基礎看護学実習」に加え、各分野の実習を行っており、学生の規模に応じて適切に教員を配置している。教務委員会のもとに設けている「臨地実習委員会」（2015（平成27）年度から「臨地実習小委員会」）において、実習に関する調整等を行い、実習要領や実習指導要項を作成しているほか、「臨地実習協議会」を設け実習先の病院との連携を図っている。

シラバスは、統一した書式で必要な項目を定め、おおむね必要事項等を記載している。『学生便覧』ならびに『授業要綱（SYLLABAS）』において、授業内容や授業時間以外の事前事後学習の指針となる学習課題や参考文献等を明示している。しかし、授業科目間で記載内容に精粗が見受けられるほか、1回ごとの授業内容が単にテーマのみを列記した科目や成績評価基準が明確でない科目も散見されるため、精粗をなくすよう改善が望まれる。

教育内容・方法の改善を図るため、「F D・S D委員会」が中心となり、教務委員会やカリキュラム委員会（2015（平成27）年度から「カリキュラム小委員会」）と連携を取りながら、外部講師による講演などを「F D・S D研修会」として定期的・

継続的に開催している。また、授業評価アンケートを実施し、シラバスと授業内容の整合性に関する学生評価を導入している。

看護学研究科

授業の形態の多くは、講義およびその後の学生との討論、あるいは学生によるプレゼンテーションで構成している。また、研究指導計画に基づく研究指導、学位論文の作成指導を行っている。

「助産学分野」において助産師国家試験の受験を目指す場合には、実習を必修としており、修了にあたっては課題研究をとりまとめる教育方法をとっている。

シラバスには、統一した書式で必要な項目が定められ、おおむね記載されている。ただし、授業科目間で記載内容に精粗が見受けられるため、シラバスを充実するよう改善が望まれる。

「がん看護分野」「助産学分野」においては、職業に従事しながら通学する大学院学生がほとんどを占めることから、開設当初の基本設定と一致しない状況ではあるが、長期履修（3年）を認めており大学院学生の学習への配慮が行われている。

教育内容・方法の改善を図るために、大学院における教育方法のあり方などの講演会を実施しており、授業評価アンケートではシラバスと授業内容の整合性に関する学生の評価を受けることとしている。また、学部が開催する「F D・S D研修会」に合同で参加することで、知見を深めるよう努めている。

<提言>

一 努力課題

- 1) 学部および研究科ともにシラバスは統一された書式で記載されているが、授業科目間で精粗が見られるため、改善が望まれる。

(4) 成果

<概評>

卒業・修了の要件を大学学則および大学院学則に明示している。さらに、研究科においては修士論文または課題研究の審査基準も『学生便覧・学修要項』に明示している。学位授与にあたっては、学部では教授会、研究科では研究科委員会の議を経て、学長が学位を授与する。また、研究科における学位論文審査報告会での指摘事項が最終論文でどのように修正されたかについては、その過程を『学位申請要項』においてフローチャートに示し、論文審査の流れを明確にしている。しかし、学位論文審査基準の評価項目において、学位授与方針に示した能力を評価できる内容に

なっておらず、今後の取り組みが期待される。

学部における学習成果の評価指標としては、「学生の授業評価」をはじめ、複数のアンケートによる各種調査やGPA、OSCE（客観的臨床能力試験）、国家試験合格率等を用いていると自己点検・評価している。なお、学位授与方針に示した能力の修得状況に関する測定方法については議論の途中であり、今後の取り組みが期待される。一方、研究科については、評価システムは有しておらず、これまで学習成果の測定に取り組んでいなかったことから、評価指標を開発し、適切に成果を測ることが望まれる。また、その際には、学位論文審査基準と学位授与方針に示した学習成果の連関についても検討することが期待される。

5 学生の受け入れ

<概評>

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、学部・研究科ごとに定められ、学部では「赤十字の理念や諸活動に関心があり、国内外の保健・医療・福祉の分野で看護職として活躍したい人」など6つの学生像を示し、高等学校段階で修得しておくべき内容・水準として、「様々な科目の基礎的な理解」を必要としている。研究科では「人の尊厳を擁護する倫理観を持ち、人の生活と健康に対し全人的な視点から問題提起できる人」など4つの求める学生像を示している。これらの方針については、『学生募集要項』『大学案内』、ホームページ等で明示しており、学生募集および入学者選抜に関する事項についても、これらの媒体で周知を図っている。

入学者の選抜方法は、学部においては、一般入学試験のほか、公募制推薦入学試験、赤十字特別推薦入学試験などを実施し、すべての試験で面接を行っている。研究科においては、一般選抜に加えて、社会人特別選抜や赤十字特別選抜を実施し、筆記試験、面接、書類審査を総合して選抜を行っている。また、学士の学位をもたない者が研究科へ入学を希望する場合には、個別出願資格審査申請書の提出を求め、資格審査を実施している。これらのことから、学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法は整合しているといえる。合否判定は、教授会または研究科委員会における判定会議の議を経て、学長が決定している。定員管理については、学部・研究科ともおおむね適正に管理されている。

学生の受け入れの適切性については、学生の受け入れ方針に基づき、学部は「入学者選抜委員会」が毎年検証を行い、翌年度の入学者選抜試験の実施案を検討し、実施策は教授会の議を経て決定している。研究科では「入学者選抜・情報広報委員会」が検証を踏まえて検討を行い、翌年度の入学者選抜試験の実施策を研究科委員

会の議を経て決定している。

6 学生支援

<概評>

2015（平成27）年度に「修学に関する継続的な相談体制を設け」ることをはじめとする修学支援、生活支援、キャリア支援を包括する「学生支援の基本方針」を策定し、学生支援を教育の一環として位置付け、「学生委員会」を中心とする複数の委員会において活動計画を策定し、学生の課題に応じた支援を提供できる体制を整備している。とくに、修学支援として、新入生を対象としたオリエンテーション合宿を実施しているほか、学生支援アドバイザーを配置することで、きめ細かい個別支援体制を構築している。研究科においては、研究指導教員が個別に学生支援に関わっているため、体制の整備が望まれる。

経済支援については、大学独自の奨学金制度に加え、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金制度もあり、多くの学生が奨学金を利用している。

生活支援については、各種ハラスメント防止に向けた取り組みとして「ハラスマント防止規程」を定め、「ハラスマント防止対策委員会」のもと相談窓口を設け、手続きを明確にしている。これについては、学生にリーフレットを配付し、周知を図っている。また、保健室には看護師およびカウンセラーを配置しており、心身の健康管理を目的とする体制となっている。「個人情報保護に関する実務ガイドライン」や「学園プライバシーポリシー」が定められており、個人情報の取り扱いや保護についての方針を示している。

進路支援については、進路選択に関するガイダンス、就職活動のマナーや履歴書の記載方法などに関する説明会や学内での病院説明会の開催のほか、『就職の手引き』の配付など多岐にわたっており、学生の進路選択を主眼にした支援を行っている。

学生支援の適切性については、修学支援は教務委員会、生活支援および進路支援は「学生委員会」が毎年の自己点検・評価を通じて検証を行っている。今後は、2015（平成27）年度に定めた「学生支援の基本方針」に沿い、各支援を総合的に検証することが期待される。

7 教育研究等環境

<概評>

教育に関する環境整備の方針については、「教育設備委員会規程」に「本学の教育

のさらなる充実をはかるため、環境負荷軽減や地球環境への配慮を前提と」することを定めている。この方針に沿って教育研究環境を整備しており、校地・校舎面積は大学設置基準を満たすとともにバリアフリー化がなされている。

図書館については、専門的な知識を有する専任職員を配置し、図書資料、学術雑誌、データベースなどを備えているが、蔵書については図書整備計画に基づく計画的な更新と増加が期待される。また、図書館の拡張に伴い閲覧座席数を増加し、開館時間についても学生に配慮していることが伺えるが、これらについては引き続き学生の学習環境の向上のため、一層の整備に努められたい。

教員については、研究室を整備し、研究費を職位別に支給している。また、研究活動を活性化させるため、専任教員に対して研究専念時間を設けているが、実習期間は取得しにくい傾向にあるため、今後の改善に向けた取り組みが期待される。

研究倫理については、「研究倫理審査委員会規程」のもと研究活動において遵守する環境が整えられている。さらに、2015（平成27）年度には「F D・S D研修会」が啓発講演やコンプライアンス研修を主催しており、研究活動における不正行為への対応を行っているほか、学生向けには必修科目の講義において倫理教育を実施している。

教育研究等環境の適切性は、教務委員会を中心に、図書館については「図書館委員会」、環境整備については「教育設備委員会」で検証を行っている。

8 社会連携・社会貢献

＜概評＞

社会連携・社会貢献に関する方針については、明文化されていないものの、貴大学の中期計画（平成26～30年度）に基づく年度スケジュールに重点的な取り組みとして具体的な活動内容を（根拠資料8-2）示している。2014（平成26）年度のスケジュールでは、地域社会との連携強化、地域住民への生涯学習の場の提供および社会的活動の促進を掲げ、「地域と連携した学生・教職員のボランティア活動を可視化し、展開の充実を図る」など、3つの方向性を明示している。今後は、中長期的な視点から社会連携・社会貢献に関する方針を定めることが望まれる。

社会貢献に関する活動としては、「赤十字地域交流センター」が中心となり、貴大学の教育理念・教育目的に基づき、地域社会との文化交流を積極的に進めている。具体的には、学生ボランティアサークルによる地域の雪かき支援活動である「雪よせボランティア」をはじめ、「こどもサマーキャンプ in 秋田」や「赤十字キッズタウン」など複数取り組んでいる。なかでも東北地域の赤十字看護大学として災害支援に注力しており、東日本大震災後の支援活動には、全学生および教職員が参加し

ている。

多岐にわたる諸活動のなかで、とくに、いのちを守る防災に関する取り組みとして貴大学が主催する「防災キャンプ」は、東日本大震災以降、積極的かつ継続的な取り組みであり、地元の小学生と学生ボランティアが集い災害時の緊急対応を泊まりがけで学ぶ活動を行っている。当該取り組みは、複数年継続した「こどもサマー キャンプ in 秋田」における活動の実績を踏まえ、参加者が自ら考え工夫することを学ぶ企画となっている。地元小学生にとっては、電池等による火起こし体験や水のろ過システム作り等、避難所を疑似体験することを含めた貴重な経験ができる機会となっている。また、学生ボランティアは県内の4大学・短期大学の学生が参加することで幅広く交流しながら防災への考えを深める機会となっており、これらの取り組みを学生自らが学会発表するなど、教育・学術的にも充実した発展的な取り組みとして、高く評価できる。

さまざまな活動が行われているものの、適切性の検証は恒常的に行われていないため、今後は、社会連携・社会貢献の方針を定め、取り組みについての適切性の検証を行い、活動をさらに促進・発展していくことが期待される。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 災害支援による地域連携・貢献に取り組んでおり、なかでもいのちを守る防災をテーマとした取り組みとして貴大学が主催する「防災キャンプ」では、東日本大震災の教訓を踏まえ、地元の小学生と学生ボランティアが集い、災害時の緊急対応などを泊まりがけで学びつつ、参加者が自ら考え工夫していくなかで、地域の防災への考えを深める機会を提供している。さらに、これらの取り組みを学生自らが学会発表するなど、社会貢献のみならず、教育・学術的にも充実した発展的な活動となっていることは評価できる。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

中長期の大学運営のあり方を示した管理運営に関する方針として、「第二次日本赤十字学園中期計画（平成26～30年度）」に基づいた、貴大学の第二次中期計画を策定し、教育理念・教育目標を実現することを定めている。この方針は、教授会や「教員会議」の機会に説明をするほか、学内ホームページ等を利用して、共有を図っている。2014（平成26）年度に委員会・センター等の組織改編とそれに伴う関係規程

の改正を行い、教学組織と法人組織との関係性を含む各組織の権限と責任の所在を明らかにすべく、規程等の整備を行っている。

重要事項にかかる意思決定は、運営に関する事項は「経営会議」、教学に関する事項は教授会および研究科委員会において審議することとなっており、学長、学部長、研究科長の職務とあわせ、それらの責任と権限を「寄附行為」「学園看護大学規程」に定めている。なお、2015（平成27）年度の学校教育法の改正に伴い、教授会規程および研究科委員会規程を改正し、法令改正の趣旨に沿って適切な対応を行っている。

事務組織を設け、おおむね適切な専任職員数を有し、配置している。事務職員の資質向上策については、「学園職員勤務評価実施要綱」に基づいて、毎年、「教職員自己評価シート」を用いた自己評価および管理職位者による勤務評価を行っている。また、「F D・S D委員会規程」において、事務職員も委員会の構成員として位置付け、F DとともにS Dに適う研修会を学内で実施するとともに外部で開催されたF D・S Dに関する研修会の参加報告や、所掌事務の評価・課題等について学内で発表を行っている。

予算編成については、各部署から提出された要望書に基づきヒアリングを行ったうえ、収支バランスと財政健全化の観点も踏まえ予算案を編成し、これを「経営会議」において審議のうえ、理事会で決定している。また、予算の執行状況は経理課 経理係において把握できる体制をとっている。監査については、監事による監査および監査法人による会計監査を行っている。

管理運営の適切性については、監事監査の結果等を踏まえ、「経営会議」において検証を行っている。

（2）財務

<概評>

法人において「中期計画」が策定され、そのもとに大学の重点的な取り組みが掲げられ、教育・研究活動を遂行していることがうかがえる。しかし、「中期計画」を実現するための財政計画は、設備の修繕工事および固定資産の整備計画（5カ年）について策定しているが、その他の計画の策定には至っていない。

財務状況については、「要積立額に対する金融資産の充足率」が100%を超え、貸借対照表における各財務比率についても「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比較して極めて良好である。また、消費収支計算書における財務比率は、大学ベースで「保健系学部を設置する私立大学」、法人ベースで「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比較して、一部劣っている比率もあるが、全体として

は、おおむね良好である。財政基盤が良好な現在、「中期計画」を実現する裏付けとなる財政計画の策定が望まれる。

外部資金等の獲得については、現状では採択件数が少ないが、外部資金取得に関する研修の実施などの啓蒙活動を実施し、申請件数の増加等に努めていることから、その成果を期待する。

10 内部質保証

<概評>

大学学則に定めている「本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」を内部質保証に関する方針とみなし、この方針に基づいて、毎年、自己点検・評価活動に取り組み、その成果を『自己点検・評価報告書』としてホームページ等に公表している。また、あわせて教育研究活動、施設、財政の状況等については、「学園の保有する情報の公開に関する実施要綱」に基づき、ホームページで公開している。

自己点検・評価システムについては、2009（平成21）年度の開学にあたり、前身である日本赤十字秋田看護短期大学の「教育研究活動評価委員会」を改め、「評価センター」を設け、これを中核とし、「経営会議」、教授会および研究科委員会、各委員会・各種センター、事務局・図書館、教職員のすべてが協働して、自己点検・評価を実施し、改善につなげるP D C Aサイクルの確立を目指している。また、教職員の個人レベルの自己点検・評価として、全教職員に対し「教職員自己評価シート」を導入し、教職員から提出されたものを「評価センター」で集約し、学長に報告している。

くわえて、学外者の意見を聴取するために「運営に関する意見交換会」を実施し、取り組みの客觀性・妥当性を高める工夫をしている。さらに、内部質保証の重要性を、全教職員に理解させるため、講演会・研修会を開催している。

なお、大学の設置認可に関わる文部科学省からの指摘事項に対しては、適切に対処している。

貴大学では、2014（平成26）年度の教育研究組織の見直しおよび諸規程の改正を踏まえて、内部質保証システムが始動したところである。今後は、教職員個人の自己点検・評価や教育内容・方法の検証・改善活動を大学全体の自己点検・評価と結びつける仕組みを構築し、諸活動の検証と改善のシステムを有効に機能させ、教育の質を保証するとともに、発展につなげていくことに期待したい。

日本赤十字秋田看護大学

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2019（平成31）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

以 上